

ご記入例

お客様さまへ

- 必ず、お申し込みをされるご本人さまがすべてご記入ください。
- 本人確認書類の写し、「個人情報の取り扱いに関する同意書」(署名済)とともにご返送・ご送信ください。
※「個人情報の取り扱いに関する同意書」・「山形銀行カードローン利用申込書」のお客様控は保管してください。
- ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- お申し込み後、当行からご自宅またはお勤め先へお申し込み等のご確認をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。
- 万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしませんのでご了承ください。

株式会社 山形銀行 御中
保証委託先 アコム株式会社 御中

山形銀行カードローン利用申込書

私は、本利用申込書裏面「山形銀行カードローン規定」、山形銀行カードローン保証依頼書裏面「保証委託約款」ならびに別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」の各条項に同意のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山形銀行に「山形銀行カードローン」の利用を申し込みます。

FAX送信ページ2 受付番号

- お客様さまへ
- ご印鑑は不要です。
 - お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
 - FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

ご記入日をお書きください。

必ずフリガナをお書きください。

姓が変わった方は必ずご記入ください。

必ず郵便番号をお書きください。

マンション・アパート名、部屋番号までお書きください。

- お勤め先名をご記入ください。
- 専業主婦・年金受給者の方は、会社名欄内に「主婦」「年金受給」とご記入ください。

- 専業主婦の方は世帯合計収入をご記入ください。
- 年金受給者の方は年金の受取額合計をご記入ください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はお返ししませんのでご了承ください。

申込日 2023年 4月 4日 **太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。**

お名前	山形太郎	旧姓	山銀	生年月日	平成XX年XX月XX日	年齢	XX歳	性別	男	本人と家族(扶養)人数	1. 独身 3人 2. 既婚 (うち子供の数 2人)
申込入	〒990-XXXX	住居	山形市 七田町	持家	1. 自己一戸建て 2. 自己マンション 3. 家族一戸建て 4. 家族マンション	賃貸	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 公団 5. 公営	住宅	1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 寮	お住まい	住宅ローン/平素の返済 50千円 毎月の返済/有の場合 100千円 毎月の返済/平素の返済 千円 毎月の返済/有の場合 千円
電話	自宅 (023)623-XXXX 携帯 (090)XXXX-XXXX	名義	1. ご本人 2. ()	入居年月	XXXX年XX月XX日						

<ご利用のご案内>
※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	10万円以上500万円以内(10万円単位)
借入利率	年4.5%~年14.6%
遅延損害金	年18.0%
約定返済日	毎月3日(下記の金額を下のご返済用預金口座より自動引き落とし)
毎月の約定返済額	借入金額10万円ごとに2,000円以上 ※くわしくは「山形銀行カードローン」規定をご覧ください。

<現在のお借入状況>

金融機関	2件	11,000千円
(うち住宅ローン)	1件	10,000千円
信販・クレジットカード会社	1件	100千円
消費者金融会社	0件	0千円
合計	4件	11,100千円

<ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限り)

山形銀行 山形駅前 本店

普通預金 口座番号 0123456

<暗証番号のお届け>

暗証番号 暗証番号の決定にあたっては、暗証届(6枚目)に記載しております。ご注意ください。 6枚目にご記入ください。

<お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。 (ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。)

お振込口座 上記ご返済用預金口座と同一になります。

振込借入希望金額(1万円単位) 50万円

- お申込経緯
- 新聞(山形・朝日・毎日・読売・日経)
 - テレビ(YBC・YIS・TUY・SAY)・ラジオ(AM・FM)
 - 銀行(ATMコーナ)・窓口・ホームページ・ダイレクトメール
 - 広告(新聞折込チラシ・WEB・その他)
 - 紹介(友人・知人・その他)
 - その他()

●当行を含め現在のすべてのお借入残高(住宅ローン、カードローン等)をご記入ください。
●お借入がない場合は、[0]をご記入ください。

●必ずご返済用預金口座をお書きください。
●カードが到着するまでにお借入をご希望される場合は口座番号及びご希望金額をご記入ください。

お申し込みのきっかけをご記入ください。

FAXの場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(※1)、所得を確認できる資料の写し(※2)、勤務先が確認できる資料の写し(※3)を送信してください。 FAX送信先 0120-0919-14 郵送の場合 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(※1)、所得を確認できる資料の写し(※2)、勤務先が確認できる資料の写し(※3)を同封の返信用封筒にてお送りください。

※1: 運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1種類 ※2: 源泉徴収票、所得証明書等(ご利用限度額50万円超をご希望の場合)
※3: 健康保険証、社員証または入居証のいずれか1種類(お勤めの方のみご用意いただけます。資料のご提出がない場合は、お勤め先にご連絡させていただきます。) A6939(2023.04) [解約後10年保存]

以下の約款(第1条から第11条)の利用目的に関する明示を受け、これを確認のうえ同意いたします。

同意日	年	月	日
申込人			

※必ず自署をお願いします。

申込人(契約成立後の契約者を含む。)は株式会社山形銀行(以下「銀行」という。)およびアコム株式会社(以下「保証会社」という。)*が、銀行との間の「山形銀行カードローン」契約および保証会社との間の保証委託契約に基づく「山形銀行カードローン」契約および保証会社との間の保証委託契約に基づく保証委託契約(以下、両契約をあわせて「本契約」という。)を締結するにあたり、個人情報情報の収集・保有・利用・提供・開示について個人情報および個人情報関連情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に則り取扱うことに同意します。(以下「本同意」という。)

なお、利用申込書・保証依頼書中の個人情報情報に関する条項のうち本同意の内容と相違する箇所については、本同意の条項が本契約の条項の当該条項に優先して適用されることを確認します。

第1条(個人情報の利用目的)

銀行ならびに保証会社は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申込人の個人情報および個人情報関連情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

(1) 銀行における個人情報の利用目的

- 業務内容
- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ②公共債・投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

- 利用目的
- 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づきご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して個人情報に加する個人情報情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧申込人との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等との商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引の終了後の事後処理のため
 - ⑬その他、申込人とのお取引を適切かつ円滑に管理するため
 - 銀行法施行規則第13条の6の6等により個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - 銀行法施行規則第13条の6の7等により人種、言語、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公報情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

なお、ダイレクトメールの発送等をご希望されない場合は窓口にご希望をお申し付けください。

(2) 保証会社における個人情報および個人情報関連情報の利用目的

保証会社は、申込人の個人情報および個人情報関連情報について、次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

- ①現在および将来における与信判断のため
- ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
- ④申込人との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
- ⑤与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため
- ⑥保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

第2条(第三者提供)

(1) 銀行における個人情報の第三者提供について

申込人は、本契約にかかる情報を含む申込人の下記の情報が、保証会社における本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引に必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社へ提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり提出する書類に

個人情報の取り扱いに関する同意書 提出用

記載の全ての情報

- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、申込人の銀行における取引情報(過去のものを含む。)
- ④延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報
- ⑤契約者の現況等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

(2) 【保証会社における個人情報の第三者提供について】

- ①保証会社は以下の範囲で申込人の個人データを第三者へ提供します。
 - a) 提供する第三者
株式会社 山形銀行
 - b) 提供される情報の内容
申込人の申込および契約にかかわる個人情報(申込人の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報
 - c) 利用目的
 - 提供する第三者の与信判断のため
 - 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
 - 提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため
 - 提供する第三者との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
 - 提供する第三者の市場調査・分析・および商品・サービスの研究、開発のため
- ②保証会社は、お客さまの所在確認等のため、申込人の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記①b)記載の申込人の個人情報市区町村長または登記官に提供します。

(3) 【債権譲渡】

本契約のローン債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。申込人は、その際、申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第3条(個人情報関連情報の第三者取得)

- (1) 【保証会社における個人情報の第三者提供について】
保証会社は、第三者から個人情報関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱います。
 - ①電話接続状況履歴の取得
保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる。)の提供を受け、お客さまの個人データとして取得し、保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

(2) 申込人は、下の表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む。)*が、銀行および保証会社が加する個人情報情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

第4条(管理・回収業務の委託)

申込人は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込人の個人情報や銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および本社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

第5条(個人情報情報機関の利用・登録等)

- (1) 申込人は銀行および保証会社が加する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録されている本人申告情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。)*が登録されている場合には、本契約時および契約継続中において、当該個人情報情報を銀行および保証会社が提供を受け、与信取引上の判断(銀行は銀行法施行規則第13条の6等に基づく返済能力の調査、または転居先の調査を含む。)*をい。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
- (2) 申込人は、下の表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む。)*が、銀行および保証会社が加する個人情報情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

(3) 申込人は、下の表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む。)*が、銀行および保証会社が加する個人情報情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

(4) 申込人は、下の表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む。)*が、銀行および保証会社が加する個人情報情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

(5) 申込人は、下の表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む。)*が、銀行および保証会社が加する個人情報情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

登録情報	登録期間(各個人情報情報機関の連絡先等は第5条に記載)		
	全国銀行 個人情報センター	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込の日	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	保証会社から信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(代位弁済強制取引手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日から5年を超えない期間)	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内

FAX送信ページ1 受付番号

債務の支払を遅滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日から5年を超えない期間)	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年以内
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難・貸付自費等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

- (3) 申込人は、前項の個人情報情報がその正確性・最新性維持・苦情処理・個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、当該個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第6条(銀行または保証会社が加盟する個人情報情報機関と同機関と提携する個人情報情報機関の名称等)

銀行および保証会社が加盟する個人情報情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。当該機関の規約等および会員企業名を常時公表している全国銀行協会ホームページ(<https://www.zenginkyo.or.jp>)等をご覧ください。

個人情報情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人情報センター(KSC)	https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/ TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法および貸金業法に基づく指定個人情報機関)	https://www.cic.co.jp/ TEL0120-810-414または0570-666-414	△	○
株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定個人情報機関)	https://www.jicc.co.jp/ TEL0570-055-955	△	○

第7条(個人情報の開示・訂正・削除・利用停止)

- (1) 申込人は、銀行および保証会社または第6条で記載する個人情報情報機関に対して、下記の方法により、自己に関する個人情報につき開示請求または訂正・削除・利用停止等の申立を行うことを同意します。
 - ①銀行および保証会社が保有する個人情報について、開示請求または訂正、削除、利用停止等を求める場合には、第11条記載の窓口へ請求する。
 - ②個人情報情報機関に登録された個人情報について、開示請求または訂正、削除等を求める場合には、第6条記載の個人情報情報機関が定める手続きおよび方法によって行う。
- (2) 万一、銀行または保証会社が保有する個人情報情報が正確でないことが判明した場合において、当該個人情報情報の利用目的の達成に必要であると認められる場合には、銀行および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条(本同意条項に不同意の場合)

銀行および保証会社は、申込人が本契約に必要な記載事項(契約書書面や申込入力画面で契約者が記載・入力すべき事項。)*の記載・入力を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(1)⑩、および(2)⑤⑥に同意しない場合でもこれを理由に本契約をお断りすることはありません。

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第5条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんに関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条(条項の変更)

本同意条項は法令が定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条(お問い合わせ窓口)

- 株式会社山形銀行 コンプライアンス統括部 お客さまサービス室
TEL.0120-331-388
(受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00)
 - アコム株式会社 お客さま相談センター
TEL.0120-036-390
- 当社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者(情報セキュリティリスク管理部署の担当役員)を設置しております。
※当社が会員となる個人情報保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体は以下のとおりです。
●日本貸金業協会・貸金業相談・紛争解決センター：0570-051-051
(受付時間9:00～17:00 休：土、日、祝日、年末年始)
●一般社団法人日本クレジット協会・相談受付電話：03-5645-3360

FAX FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(*1)、所得を確認できる資料の写し(*2)、
の場合 勤務先が確認できる資料の写し(*3)を送信してください。

FAX FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(*1)、所得を確認できる資料の写し(*2)、
の場合 勤務先が確認できる資料の写し(*3)を送信してください。

郵送 FAX送信ページ1~4、本人確認書類の写し(*1)、所得を確認できる資料の写し(*2)、
の場合 勤務先が確認できる資料の写し(*3)を同封の返信用封筒にてお送りください。

*1：運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1種類 *2：源泉徴収票、所得額証明書等(ご利用限度額50万円超をご希望の場合)
*3：健康保険証、社員証または入館証のいずれか1種類(お勤めの方のみご用意いただけます。資料のご提出がない場合は、お勤め先にご連絡させていただきます。)

以下の約款(第1条から第11条)の利用目的に関する明示を受け、これを確認のうえ同意いたします。

同意日	年	月	日
申込人			

申込人(契約成立後の契約者を含む。)は株式会社山形銀行(以下「銀行」という。)およびアコム株式会社(以下「保証会社」という。)が、銀行との間の「山形銀行カードローン」契約および保証会社との間の保証委託契約に基づく「山形銀行カードローン」(以下、「本契約」という。)を締結するにあたり、個人信用情報の収集・保有・利用・提供・開示について個人情報および個人関連情報に関する必要な保護措置を行ったうえで以下の条項に同意すること(以下「本同意」という。)

なお、利用申込書・保証依頼書中の個人信用情報機関に関する条項のうち本同意の内容と相違する箇所については、本同意の条項が本契約の条項の当該条項に優先して適用されることを確認します。

第1条(個人情報の利用目的)

銀行ならびに保証会社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申込人の個人情報および個人関連情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

(1) 銀行における個人情報の利用目的

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ②公共債・投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

- 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して第三者を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で個人情報を提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧申込人との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等との商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引解除後の事後処理のため
 - ⑬その他、申込人とのお取引を適切かつ円滑に管理するため
- 銀行法施行規則第13条の6の6等により個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 銀行法施行規則第13条の6の7等により人種、年齢、業種、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

なお、ダイレクトメールの発送等をご希望されない場合は窓口にてその旨をお申し付けください。

(2) 保証会社における個人情報および個人関連情報の利用目的

保証会社は、申込人の個人情報および個人関連情報について、次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

- ①現在および将来における与信判断のため
- ②与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- ③与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため
- ④申込人との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
- ⑤与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため
- ⑥保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

第2条(第三者提供)

(1) 【銀行における個人情報の第三者提供について】

申込人は、本契約にかかる情報を含む申込人の下記の情報が、保証会社における本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社へ提供されることに同意します。

- ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり提出する書類に

個人情報の取り扱いに関する同意書 お客様控

記載の全ての情報

- ②銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報
- ③銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、申込人の銀行における取引情報(過去のものを含む。)
- ④延滞情報を含む本契約の弁済に関する情報
- ⑤契約者の現況等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

(2) 【保証会社における個人情報の第三者提供について】

- ①保証会社は以下の範囲で申込人の個人データを第三者へ提供します。
 - a) 提供する第三者
株式会社 山形銀行
 - b) 提供される情報の内容
申込人の申込および契約にかかわる個人情報(申込人の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報)および保証会社の与信評価情報
 - c) 利用目的
 - 提供する第三者の与信判断のため
 - 提供する第三者の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
 - 提供する第三者の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため
 - 提供する第三者との取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
 - 提供する第三者の市場調査・分析・および商品・サービスの研究、開発のため
- ②保証会社は、お客さまの所在確認等のため、申込人の住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記①b)記載の申込人の個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

(3) 【債権譲渡】

本契約のローン債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に転移することがあります。申込人は、その際、申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第3条(個人関連情報の第三者取得)

(1) 【保証会社における個人情報の第三者提供について】

- 保証会社は、第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱います。
 - ①電話接続状況履歴の取得
保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれます。)*の提供を受け、お客さまの個人データとして取得し、保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

第4条(管理・回収業務の委託)

申込人は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込人の個人情報を銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および本社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

第5条(個人信用情報機関の利用・登録等)

- (1) 申込人は銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録されている本人申告情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。)が登録されている場合には、本契約時および契約継続中において、当該個人信用情報に関する銀行および保証会社が提供を受け、与信取引上の判断(銀行は銀行法施行規則第13条6の6等に基づく返済能力の調査、または転居先の調査を行う。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。
- (2) 申込人は、下表のとおり、本契約に基づく個人情報(その履歴を含む)が、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関へ提供、登録されること、および同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の返済・支払能力を調査する目的のみに利用することに同意します。

登録情報	登録期間(各個人信用情報機関の連絡先等は第5条に記載)		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の日	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	保証会社から、信用情報を利用した日から6ヶ月間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(代位弁済強制回収手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内

債務の支払を遅滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年以内
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

- (3) 申込人は、前項の個人情報がその正確性・最新性維持・苦情処理・個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、当該個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第6条(銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関と同機関と提携する個人信用情報機関の名称等)

銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。当該機関の規約等および会員企業名を常時公表している全国銀行協会ホームページ(<https://www.zenginkyo.or.jp>)等をご確認ください。

個人信用情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	https://www.zenginkyo.or.jp/pccic/ TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (別荘販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)	https://www.cic.co.jp/ TEL0120-810-414または0570-666-414	△	○
株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	https://www.jicc.co.jp/ TEL0570-055-955	△	○

第7条(個人情報の開示・訂正・削除・利用停止)

- (1) 申込人は、銀行および保証会社または第6条で記載する個人信用情報機関に対して、下記の方法により、自己に関する個人情報につき開示請求または訂正・削除・利用停止等の申立を行うことを同意します。
 - ①銀行および保証会社が保有する個人情報について、開示請求または訂正、削除、利用停止等を求める場合には、第11条記載の窓口へ請求する。
 - ②個人信用情報機関に登録された個人情報について、開示請求または訂正、削除等を求める場合には、第6条記載の個人信用情報機関が定める手続きおよび方法によって行う。
- (2) 万一、銀行または保証会社の保有する個人情報(個人情報が正確でないかまたは誤りであることが判明した場合)において、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要であると認められる場合には、銀行および保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条(本同意条項に不同意の場合)

銀行および保証会社は、申込人が本契約に必要な記載事項(契約書書面や申込入力画面で契約者が記載・入力すべき事項。)*の記載・入力を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(1)⑩⑪、および(2)⑤⑥に同意しない場合でもこれを理由に本契約をお断りすることはありません。

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第5条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんに関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条(条項の変更)

本同意条項は法令が定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条(お問い合わせ窓口)

- 株式会社山形銀行 コンプライアンス統括部 お客さまサービス室
TEL.0120-331-388
(受付時間：銀行休業日を除く月曜日～金曜日 9：00～17：00)
- アコム株式会社 お客さま相談センター
TEL.0120-036-390

当社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者(情報セキュリティリスク管理部署の担当役執行役員)を配置しております。

※当社が会員となる個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体は以下のとおりです。

- 日本貸金業協会・貸金業相談・紛争解決センター：0570-051-051(受付時間9：00～17：00 休：土、日、祝日、年末年始)
- 一般社団法人日本クレジット協会・相談受付電話：03-5645-3360

私は、本利用申込書裏面「山形銀行カードローン規定」、山形銀行カードローン保証依頼書裏面「保証委託約款」ならびに別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」の各条項に同意のうえ、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社山形銀行に「山形銀行カードローン」の利用を申し込みます。

お客様へ

- ご印鑑は不要です。
- お申し込みの前に「個人情報の取り扱いに関する同意書」「山形銀行カードローン規定」および「保証委託約款」をよくお読みください。
- FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
※万一、ご利用いただけなかった場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。

申込日	年 月 日	
お名前	フリガナ お名前 旧姓 ※楷書で丁寧に記入ください。(訂正不可)	生年月日 昭和・平成 年 月 日 性別 1. 男 2. 女 本人と家族(扶養)人数 1. 独身 2. 既婚 (うち子供の人数 人)
ご住所	〒 - 都道府県 (地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)	持家 1. 自己一戸建て 2. 自己マンション 3. 家族一戸建て 4. 家族マンション 賃貸 1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 公団 5. 公営 社宅 1. 一戸建て 2. マンション 3. アパート 4. 寮
電話	自宅 () - () 携帯 () - ()	お住まい 住宅ローン有の場合 毎月返済額 千円 毎月の家賃 千円 毎月の使用料 千円 入居年月 年 月 日

＜ご利用のご案内＞

※ご利用限度額・借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受取時にご確認ください。

ご利用限度額	10万円以上500万円以内(10万円単位)
借入利率	年4.5%～年14.6%
遅延損害金	年18.0%
約定返済日	毎月3日に下記の金額を下のご返済用預金口座より自動引き落とし
毎月の約定返済額	借入金額10万円ごとに2,000円以上 ※くわしくは「山形銀行カードローン」規定をご覧ください。

＜現在のお借入状況＞

申込日現在のお借入状況についてご記入ください。	金融機関	件	千円
	(うち住宅ローン)	件	千円
	信販・クレジットカード会社	件	千円
	消費者金融会社	件	千円
	合計	件	千円

＜ご返済用預金口座のお届け＞

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限りませ)	山形銀行	本店 支店
	普通預金	口座番号 <input type="text"/>

＜暗証番号のお届け＞

暗証番号	暗証番号の決定にあたっては、暗証届(6枚目)に記載しておりますご注意ください。事項をご参照ください。	6枚目にご記入ください。
------	--	---------------------

＜お振込希望額＞

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入を希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。	<input type="checkbox"/>	← ご契約と同時に振込によるお借入を希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります。	
振込借入希望金額(1万円単位)	<input type="text"/>	万円

お申込経緯

1. 新聞(山形・朝日・毎日・読売・日経)
2. テレビ(YBC・YTS・TUY・SAY)・ラジオ(AM・FM)
3. 銀行(ATMコーナー・窓口・ホームページ・ダイレクトメール)
4. 広告(新聞折込チラシ・WEB・その他)
5. 紹介(友人・知人・その他)
6. その他()

フリガナ	会社名	1. 本人勤務 2. 配偶者勤務	お仕事の内容	勤務形態	保険種類
所在地	〒 - 都道府県		1. 事務 7. 技術 2. 営業 8. 個人経営 3. 販売 9. 法人経営 4. 労務 10. 接客 5. 運転手 6. 技能	1. 正社員・自営 2. 嘱託・派遣 3. アルバイト 4. パート 5. 季節・期間	1. 社保、組合、共済 2. 国保
電話	() - ()	内線	収入形態	年収	
入社年月	年 月	会社事業内容	1. 固定給 3. 完全歩合給 2. 一部歩合給	万円	
出向先	フリガナ	会社事業内容	職種	月収	
	会社名			万円	
	所在地	電話番号 ()			

【出向、派遣、副業先：有・無】※“有”を選択された方は下の欄をご記入ください。

FAXの場合 FAX送信ページ1～4、本人確認書類の写し(*1)、所得を確認できる資料の写し(*2)、勤務先が確認できる資料の写し(*3)を送信してください。

FAX送付先 **0120-0919-14**

郵送の場合 FAX送信ページ1～4、本人確認書類の写し(*1)、所得を確認できる資料の写し(*2)、勤務先が確認できる資料の写し(*3)を同封の返信用封筒にてお送りください。

*1：運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1種類 ※2：源泉徴収票、所得額証明書等(ご利用限度額50万円超をご希望の場合)
*3：健康保険証、社員証または入館証のいずれか1種類(お勤めの方のみご用意いただけます。資料のご提出がない場合は、お勤め先にご連絡させていただきます。)

山形銀行カードローン暗証届出書

FAX送信ページ4

受付番号									
取引店名									
カードローン 口座番号									

お申込ご本人について	申込日	年 月 日		
	お名前	フリガナ	フリガナ	生年月日
	申込人 ご住所	※ 楷書で丁寧に記入ください。(訂正不可)		年齢
		都 道 府 県	性別	満
	(地番、町名、アパート・マンション名、部屋番号等)		昭和・平成 年 月 日	1. 男 2. 女
			エト 干支 ()	歳

<暗証番号のお届け>

（山形銀行カードローンの暗証番号の新規登録時・変更時においては、「生年月日」や「電話番号」など、他人に推測されやすい番号を暗証番号として登録できませんのでご注意願います。）

登録できない暗証番号の例

- ▶ご本人の生年月日に含まれる数字の組合せ
〔例〕昭和44年(1969)年7月31日生まれの場合…………… 「1969」や「0731」など
- ▶ご自宅の電話番号や携帯電話の市内・市外局番を除いた下4桁
〔例〕TEL.023-625-1553の場合…………… 「1553」
- ▶4桁の同じ数字 〔例〕「0000」、「5555」、「8888」など

暗 証 番 号	
---------	--

暗証番号はもれなくご記入ください

FAX FAX送信ページ1～4、本人確認書類の写し(※1)、所得を確認できる資料の写し(※2)、
勤務先が確認できる資料の写し(※3)を送信してください。

FAX 送付先 **0120-0919-14**

郵送 FAX送信ページ1～4、本人確認書類の写し(※1)、所得を確認できる資料の写し(※2)、
勤務先が確認できる資料の写し(※3)を同封の返信用封筒にてお送りください。

※1：運転免許証、マイナンバーカードのいずれか1種類 ※2：源泉徴収票、所得額証明書等(ご利用限度額50万円超をご希望の場合)
※3：健康保険証、社員証または入館証のいずれか1種類(お勤めの方のみご用意いただけます。資料のご提出がない場合は、お勤め先にご連絡させていただきます。)

「山形銀行カードローン」規定

第1条（借主と契約の成立）

- 借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社（以下、保証会社という。）を連帯保証人として、株式会社山形銀行（以下、銀行という）に所定の申込書により山形銀行カードローンのカード（以下、ローンカードという）の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。
- 本契約は、借主からの申し込みを銀行が承諾したときに成立します。

第2条（取引方法）

- この取引は、本規定第7条、第11条および第12条に定める方法での当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引当、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- ローンカードは、銀行または銀行が現金支払い業務を委託した金融機関（以下、提携先という）の現金自動預入支機（以下、ATMという）、現金自動支払機（以下、CDという）を使用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用するものとします。
- この取引に使用する当行所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由がある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、故意、重大な過失がない場合には当行は免責されるものとします。

第3条（ローンカードの発行、暗証番号）

- 山形銀行カードローン取引は、銀行本支店のうちいずれか1カ店のみで開設することができるものとし、銀行は借主1名につき1枚のローンカードを発行します。
- 借主は、銀行所定の方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。
- 借主は、善良なる管理者の注意をもってローンカードおよび暗証番号を使用し、管理・保管するものとします。
- ローンカード（ローンカード上の表示事項を含む。）は、借主本人以外使用することはできません。またローンカードを他人に譲渡、貸しまたは貸与することや、ローンカード上の表示事項を使用させることはできません。
- 借主が、本条第3項または第4項に違反して、ローンカード（ローンカード上の表示事項を含む。）を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第4条（ローンカードの紛失・盗難、暗証番号の変更等）

- 借主がローンカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに書面により銀行に届け出るものとします。銀行は届出を受けたときは、直ちにローンカードによる借入の払い戻し停止の措置を講じます。この届出の前には生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも速やかに書面によって銀行に届け出るものとします。
- 暗証番号を変更する場合は、銀行のATMを使用して手続きを行うものとします。この場合にはATMの画面表示の操作手順に従ってローンカードを挿入し、現在の暗証番号および新しい暗証番号を正確に入力するものとします。変更後の暗証番号は銀行のATMによる変更操作完了を確認したときから有効となります。変更操作前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- ローンカードは、紛失・盗難・破損等が銀行が適当と認めた場合に限り、銀行所定の手続きにより再発行します。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- ローンカードを再発行する場合には、銀行所定の手数料をいただきます。

第5条（利用限度額）

- 借主は、利用限度額（契約極度額）の範囲で繰上り借入ができます。
- 利用限度額（契約極度額）は、500万円を範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
- 前2項に係わらず、銀行が債権保全上必要と認めたとときは、利用限度額（契約極度額）を減額あるいは新たな貸付を中止することができます。また、弁済金の支払いを遅滞した場合は、直ちに新たな貸付を中止します。

第6条（利用有効期間）

- 借入ができる期間は、別途送付する「ご契約内容のご案内」に記載の作成日から1年目の応答日の属する月の3日（銀行の休日の場合は翌営業日）とします。ただし、借主または銀行から期間満了日まで申し出ないときは、更に同期間延長するものとし、その後も同様とします。また、満7歳を超えての貸越期間の延長は行わないものとします。
- 期間満了日までに、借主または銀行から更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って完全に至るまで支払うものとします。
- ローンカードの有効期間は、本条第1項と同ーとします。なお、当座貸越の有効期間を延長したときは、ローンカードの有効期間も自動的に延長します。

第7条（借入方法）

- 借入方法は、銀行が認めたATM、CDからの引き出し、または銀行が特に承認した場合においては、契約時の1回に限り、借主が指定した借主名義の銀行本支店の普通預金へへの振込によるものとします。
- ATM、CDからの引き出しは、1,000円単位とし、1回のための引き出しは銀行（提携先のATM、CD利用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。
- 銀行および提携先のATM、CDを使用した場合に、銀行もしくは提携先が所定の手数料を定めるとし、手数料をお支払いいたします。
- ATM、CDの利用手数料については、借入のときに、銀行所定の請求書なしで手数料相当額の貸越を自動的に行ったうえ支払います。
- 利用にあたって手数料が必要である時間帯に当座貸越の借入をする場合、出金金額と手数料の合計額が当座貸越を利用できる範囲内の金額を超えるときは出金することができません。

第8条（借入利率等）

- 借入利率は、銀行所定の利率（保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。）を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 借入利息は付利単位を100円とし、毎月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）に銀行所定の方法により計算のうえ、貸越金元金に組み入れるものとします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、利率及び償還金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内は銀行は銀行の本支店等に掲示するものとします。

第9条（ATM、CD故障時等の取り扱い）

- 停電、故障等によりATM、CDによる取引ができなくなるときは、窓口営業時間内（平日午前9時から午後3時まで）に限り、銀行が指定した金額を限度として、銀行本支店の窓口でローンカードにより当座貸越の借入を行うことができます。なお、提携先の窓口においても取引扱いはできません。
- 前項により取り扱う場合は、銀行所定の請求書に氏名、金額を記入のうえローンカードとともに提出してください。このほか、銀行所定の本人確認書類の提出を求める場合があります。

第10条（約定返済）

- この取引にもとづく毎月の約定返済額（返済元金＋利息）は、約定返済日前日の残高別に定める次の金額とし、毎月3日（銀行の休日の場合は翌営業日）に返済を行うものとします。

<p>約定返済日前日残高</p> <p>10万円以下</p>	<p>約定返済額</p> <p>2千円</p>
<p>10万円超 100万円以下</p>	<p>10万円超20万円以下の場合は4千円 以降、残高が10万円増すごとに2千円を追加した額</p>
<p>100万円超 500万円以下</p>	<p>100万円超110万円以下の場合は2万円 以降、残高が10万円増すごとに1千円を追加した額</p>

- 約定返済日前日の貸越元金が本条第1項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日前日の貸越元金を返済するものとします。
- 約定返済が遅延している場合の約定返済額の算出にあたっては、前月までの約定返済の遅延が解消したものとみなした残高を基準とします。
- 本条第1項に定める約定返済額は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することができるものとします。この場合、銀行は変更後の約定返済金額および変更日等を通知するものとします。

第11条（自動引落し）

- 返済方法は、別途指定したこの取引の返済用預金口座から普通預金・総合口座通帳・同戻戻請求書によらず自動引き落としによることとし、借主は毎月返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に預け入れるものとします。なお、万一、預入れが遅延した場合、銀行は預入れ後いつでも同様の取り扱いはできるものとします。
- 返済用預金口座の残高が返済額に満たない場合は、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済が遅延することになります。

第12条（任意返済）

- 約定返済のほか当座貸越口座へ直接入金することにより随時任意の金額を返済することができるものとします。カードローン口座への入金額が当座貸越残高を超えるときは、その超過金額を返済用口座に自動入金するものとします。
- 約定返済が遅延している場合は、前項にかかわらず任意返済はできないものとします。

第13条（返済金の充当方法）

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

第14条（自動融資）

- 借主が返済用預金口座を指定し、かつ、銀行所定の手続きを行っている場合、返済用預金口座が銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となったときは、利用限度額（契約極度額）の範囲内でその不足相当額をカードローン口座から自動的に出し、返済用預金口座に入金するものとします。（以下この手続きを「自動融資」といいます。）この際、ローンカードの提示または銀行所定の請求書の提出は不要とします。ただし、返済用預金口座の資金不足が、1. 預金の払い戻し、2. 預金金の振替・送金、3. 第10条の返済、4. 銀行からの借入元金の返済（代理貸付を含みます。）の場合は、自動融資の対象とはなりません。
- 返済用預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、自動融資による当座貸越は、総合口座取引規定にもとづく当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行するものとします。
- 返済用預金口座について同日に複数件の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資でもできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。
- 第1項により自動融資を行った後に、同日付で返済用預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定・増額がなされた場合であっても、銀行は自動融資の取消しを行わないものとします。

第15条（遅延損害金）

借主が約定返済額の支払を遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金の割合（保証会社の保証料を含む年率、以下同じ。）は借主に書面で通知します。

第16条（期限の利益喪失）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務総額を支払うものとします。
 - 弁済金の支払を遅滞し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
 - 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またはこれらの申立をしたとき。
 - 前記(3)（4）の事由のほか、借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自らの営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認めらるる事実が発生したとき。
 - 預金その他銀行に対する債権について仮押保、保全手続または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由または、銀行に借主の所在が不明となるとき。
 - 本規定または銀行との取引上適用される法令等における義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
- 次の各号場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - 銀行との取引約定の一つについても違反し、それが銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき、あるいは銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
 - 前記(1)（2）のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 本条第2項の場合において、住所変更の届け出を怠ったり、あるいは銀行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により請求が延滞または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- 前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、ローンカードを返却するものとします。

第17条（保証会社への保証債務履行請求）

- 本規定第16条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
- 保証会社が借主に対してこの契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にごこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 保証会社の返済が借主に対して事前に告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第18条（銀行からの相殺）

- 銀行は、この契約による債務のうち返済期限が到来したもので、または本規定第16条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいづれにかかわらず、いつでも相殺することができます。
- 前1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の預り金を払戻し、この取引の債務の返済にあてることができます。この場合、銀行は払戻しおよび充当の結果を通知するものとします。
- 前項によって返済または払戻充当をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債務の利率については、預金規定等の定めになります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前約利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割りで計算します。

第19条（借主からの相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めになります。

第20条（債務の返済等にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。その指定に対して異議を述べないものとします。

- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを書面による通知をもって指定することができます。なお、借主がこの債務の返済または相殺が生じてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうちいつでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 本条第2項のなお書、または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第21条（届出事項の変更）

- 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があった場合は、すみやかに銀行に所定の届出紙または銀行が適当と認める方法により届け出るものとします。
- 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合など、借主の責めに帰すべき事由によって銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または未送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議ないものとする。

第22条（解約・ローンカードの利用停止）

- 借主が都合によりこの契約を解約する場合、借主は直ちに銀行にローンカードを返却するものとします。この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。
- ローンカードの改ざん、不正使用など銀行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行から請求があり次第直ちにローンカードを返却するものとします。

第23条（契約規定等の変更）

- 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

第24条（成年後見人等の届け出）

- 借主が補助・保佐・後見開始の審判を受けたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により後見・保佐・後見が開始された場合にも、同様届け出るものとします。
- 任意後見監督人の選任がなされたときは、銀行に対して直ちに成年後見制度に関する届出書により届け出るものとします。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して前各項と同様に届け出るものとします。
- 前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、銀行に対して同様届け出るものとします。
- 前各項の銀行に対する届け出の前に生じた損害は借主が責任を負うものとします。

第25条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第26条（債権譲渡）

- 銀行は、この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受人（以下本条においては信託の受益者を含む。）の代理人になることがあります。この場合、借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第27条（危険負担・免責事項）

- 借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すべきことのできなし事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば何らの契約書等を差入れるものとします。
- ATM、CDによりローンカードを確認し、引き出し操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引き出しの取引がなされたうえは、ローンカードの偽造・変造、ローンカードの盗用、使用、ローンカードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 銀行が借主に対する権利の行使、もしくは、保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

- 借主は銀行に対し、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員がなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は銀行に対し、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力団員等に対する行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 虚説を流し、偽計を用い、または威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく事実・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求が有り次第、銀行に対するいさひの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、借主に対する請求が延滞し、または到達しなかったときには、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求を行わないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第29条（合意管轄）

この契約に關して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

保証委託約款

第1条 (保証委託の内容)

- 私の委託に基づいてアコム株式会社 (以下、「保証会社」という。)が負担する保証債務は、私が株式会社山形銀行 (以下、「銀行」という。)の「山形銀行カードローン規定」(以下、「規定」という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入金元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条 (保証債務の履行)

- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
- 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款 (<個人情報取り扱いに関する同意書>を含む。以下同じ。)のほか、規定の各条項が適用されるものとします。

第3条 (求償権)

- 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
- 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5% (365日の日割り計算)による損害金を支払うことに同意します。

第4条 (事前求償)

- 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
 - 弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
 - 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - 支払を停止したとき
 - 電子交換所の取引停止処分があったとき
 - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条 (中止・解約・終了)

- 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
- 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
- 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異議ありません。

第6条 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証委託契約を解約することができるものとします。
 - 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。
 - 第3項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに解約されたものとします。

第7条 (弁済の充当順位)

- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
- 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第8条 (通知義務・書類等の提出)

- 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
- 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
- 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

第9条 (信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報 (氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。
(注) 詳しくは、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に記載しています。

第10条 (住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第11条 (費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第12条 (公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条 (契約の変更)

- 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。
- 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。

第14条 (債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条 (管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

